

第 1 回

第 2 次北海道アイヌ政策推進方策検討会議

議 事 録

日 時：2025 年 2 月 13 日（木）午後 1 時 30 分開会
場 所：TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 ホール 5 H

1. 開 会

○事務局（高石アイヌ政策課長）

ただいまから、第1回第2次北海道アイヌ政策推進方策検討会議を開催いたします。

私は、司会進行を務めます北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課長の高石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（高石アイヌ政策課長）

開会に当たりまして、北海道環境生活部アイヌ政策監の薬袋から挨拶を申し上げます。

○薬袋アイヌ政策監

イランカラブテ。

北海道環境生活部アイヌ政策監の薬袋と申します。

皆様におかれましては、日頃からアイヌ政策に関しまして大変お世話になっております。

また、このたびは、ご多忙のところ、本検討会議の構成員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、アイヌ政策に関しましては、道では、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、昭和49年度以降、その時々々のアイヌの人たちをめぐる背景や課題などに応じた方策を策定し、これにより様々な取組を進めてきたところでございます。

この間、国による令和元年5月のアイヌ施策推進法の施行や、同2年7月の民族共生象徴空間ウポポイの開業といったアイヌ政策の転換期を経まして、道におきましても、令和3年度から、理解の促進、生活の向上、文化の振興、地域・産業及び観光の振興、多様な文化と交流促進の五つの柱で構成されます現行の北海道アイヌ政策推進方策によりまして、国や市町村、関係団体のご協力を得ながら、各般の施策を総合的に推進したところでございます。

加えまして、昨年7月からはアイヌ施策推進法施行5年後の検討がスタートするとともに、本年7月にはウポポイ開業5周年を迎えるなど、アイヌ政策を取り巻く状況が目まぐるしく変化している一方、令和5年に実施しました北海道アイヌ生活実態調査では、SNSなどを中心に、アイヌの人たちに対する差別や誹謗中傷の存在といったものが明らかになるなど、今もなお、従前からの課題が続いている状況にございます。

この会議では、こうしたアイヌ政策を取り巻く現状や実態調査の結果等を踏まえ、今後の施策の推進に向けた令和8年度からの次期方策を検討してまいりたいと考えておりますので、構成員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたく存じます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 構成員紹介

○事務局（高石アイヌ政策課長）

続きまして、構成員の皆様をご紹介します。

北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授の落合研一様です。

北海道小学校長会事務局次長の丹野靖彦様です。

公益社団法人北海道観光機構専務理事の中村智様です。

北海道アイヌ振興対策事業推進協議会会長の大野克之様です。

公益財団法人アイヌ民族文化財団民族共生象徴空間運営本部企画調整部企画調整課主任の荒田このみ様です。

公益社団法人北海道アイヌ協会副理事長の小川哲也様です。

同じく、公益社団法人北海道アイヌ協会理事の木村英彦様です。

伊達市健康福祉部社会福祉課アイヌ生活相談員の戸ノ崎郁美様です。

なお、公益社団法人北海道アイヌ協会理事の結城幸司様におかれましては、本日はご都合によりご欠席されております。

また、構成員の皆様のほかに道庁関係各部局の職員もオブザーバーとして参加しております。

◎議事の確認等

○事務局（高石アイヌ政策課長）

続きまして、本日の議事でございますが、次第にございますように、（１）検討会議の設置等について、（２）国の取組について、（３）道の取組について、（４）市町村の取組について、（５）今後の進め方について、（６）その他につきましてご説明させていただき、皆様からご意見などを頂戴したいと存じます。

なお、会場の都合上、所要時間は２時間程度としておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元に配付した資料を確認させていただきます。

次第を１ページと数え、５ページに配付資料一覧表を記載しております。

不足のものがございましたら事務局までお声がけください。

議事に先立ちまして、座長の選任についてご報告します。

資料２をご覧ください。

本検討会議の開催要領第４の（２）に基づき、北海道環境生活部アイヌ政策監が本検討会議の座長を指名することとなっており、このたび、落合構成員を座長として指名させていただきました。

今後の進行につきましては、落合座長より進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

４．議　事

○落合座長

ご指名いただきました北海道大学アイヌ・先住民研究センターの落合と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に沿って進行させていただきます。

次第４の（１）検討会議の設置について、事務局から説明いただきます。

○事務局（遠藤アイヌ政策課主幹）

遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

議事次第に従い、（１）検討会議の設置等について説明させていただきます。

資料１－１をご覧ください。

このたびの第２次北海道アイヌ政策推進方策検討会議の設置についてですが、目的について、現在、道が進めている北海道アイヌ政策推進方策が令和７年度で最終年次となることから、現方策に引き続き、アイヌ施策の総合的な推進を図るため、アイヌ関係者や有識者等で構成する検討会議を設け、アイヌの人たちに対する今後の総合的な施策の在り方について検討を行うこととしております。

２の経緯について、道では、昭和４９年度以降の４次にわたるウタリ福祉対策、それから、３次にわたる生活向上に関する推進方策、そして、現方策の北海道アイヌ政策推進方策を策定し、北海道におけるアイヌ政策を推進してきたところでございます。

平成３１年４月にはアイヌ施策推進法が成立し、令和元年５月に施行されました。従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、観光振興を含めた内容となっております。

このような中、道の北海道アイヌ政策推進方策が令和７年度に最終年次となることから、今後の総合的な施策の在り方を検討する上で必要な基礎資料を得るため、アイヌの方々のご協力を得て、令和５年に北海道アイヌ生活実態調査を行い、令和６年度にはアイヌ施策に関する道民全般の意識を把握するための道民意識調査を実施したところでございます。

今日お集まりいただいた皆様方により、第２次北海道アイヌ政策推進方策の策定の検討を進めていくため、本検討会議を設置するものでございます。

３の検討会議の概要ですが、第２次北海道アイヌ政策推進方策の策定を検討事項としまして、アイヌの関係者、有識者から９名の皆様を構成員として選任させていただいております。

続きまして、資料１－２になります。

北海道におけるアイヌ施策について記載したものでございますが、昭和２１年からの経過として記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料２に移らせていただきます。

この検討会議の開催要領及び、裏面は構成員名簿となっておりますので、こちらもご確認いただければと思います。

続きまして、資料３になります。

この検討会議は、道の情報公開条例に基づき公開で行うこととしており、会議の傍聴について傍聴要領を定めているものでございます。

なお、会議を公開することが適当でない場合には、非公開とすることができます。

また、議事録につきましては、道の附属機関等の設置または開催及び運営する基準に基づき、非公開の部分を除いて、道の行政情報センターで閲覧に供するほか、道のホームページで公表することとしておりますので、ご承知おきください。

以上、（１）の検討会議の設置等についてご説明いたしました。

○落合座長

ただいま事務局から説明がございましたが、この検討会議の設置などについてご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○落合座長

では、次に参ります。

（２）の国の取組について、事務局から説明いただきます。

○事務局（松田アイヌ政策課主査）

アイヌ政策課主査の松田と申します。よろしくお願いします。

それでは、議題（２）の国の取組について説明いたします。

資料４－１をご覧ください。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、いわゆるアイヌ施策推進法の概要となりますが、背景、必要性について、１のアイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める必要性として、平成９年にアイヌ文化振興法が制定され、平成２０年に衆参両院のアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議を受け、内閣官房長官の談話でアイヌの人々が先住民族であるという認識を示され、これらの経緯を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められているところです。

次に、２のアイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性ですが、従来のアイヌ文化振興施策などのほか、地域、産業、観光振興などを加え、支援措置を継続的に実施する必要性、そして、３の民族共生象徴空間ウポポイの管理のための措置を定める必要性などから制定をされたものとなっています。

次に、法律の概要になりますが、目的規定として、先住民族であるアイヌの人々と記載し、先住民族であることの認識を示し、また、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としています。

次に、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置として、政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を定め、アイヌ政策推進交付金を創設しました。アイヌ政策推進交付金は、市町村がアイヌ施策を推進するための計画を策定し、内閣総理大臣が認定を行い、国から交付金が交付されることとなっております。

また、法律の特例措置として、国有林野の林産物採取についての特例や、サケの捕獲について、都道府県知事等の配慮、地域団体商標に係る出願の手数料や登録料の減免が定められております。

次に、資料４－２になりますが、アイヌ施策推進法の全文、資料５のアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針の全文が記載されている資料となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料６のアイヌ政策推進交付金の概要ですが、令和元年度から創設された制度で、従来のアイヌ文化振興施策や生活向上施策に加え、地域、産業、観光振興等を含む支援として、市町村が実施する事業に対して交付されます。

交付率は、１０分の８としており、市町村の負担部分については、地方財政措置があります。

令和６年度は、２０億円の予算措置がされており、３８の市町に交付され、道内では３７市町に交付されております。

なお、来年度予算についても、今年度と同様の２０億円の予算がついたと聞いております。

交付のスキームとして、市町村の事業を対象としており、市町村は、５年間のアイヌ施策地域推進計画を作成し、国へ申請します。申請を受けた国は、計画の認定を行い、認定を受けた市町村は、計画に記載した事業について、年度ごとに交付金の申請を行います。そして、申請を受けた国が交付金を交付する仕組みとなっております。

なお、資料６の下段については、交付金対象事業の一例を掲載しております。

以上、（２）の国の取組について説明いたしました。

○落合座長

ただいま事務局から説明がございました国の取組について、何か質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○落合座長

次に、（３）の道の取組について、事務局からご説明いただきます。

○事務局（遠藤アイヌ政策課主幹）

次に、（３）の道の取組についてご説明を申し上げます。

資料７－１になります。

北海道アイヌ政策推進方策の概要についてですが、令和元年５月にアイヌ施策推進法が施行され、法の趣旨や平成２９年の北海道アイヌ生活実態調査の結果、北海道アイヌ政策推進方策検討会議での意見を踏まえ、これまでの生活向上のほか、アイヌ文化振興に加え、地域振興、観光振興などを含めたアイヌ政策を総合的に推進するため、令和３年度に現推進方策を策定したところでございます。

現推進方策の期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とし、目指す姿として、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進し、アイヌの人たちが民族としての誇りを持つ

て生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現としております。

第3の基本的な考え方の4の展開方向では、理解の促進、生活の向上、文化の振興、地域・産業及び観光の振興、多様な文化との交流促進の五つの施策を柱として、アイヌの人たちが伝承してきた独自の文化などを活用し、関係機関と連携し、アイヌ施策に取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料7-2でございます。

こちらは現推進方策の全文となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、資料8-1と資料8-2ですが、令和5年に実施した北海道アイヌ生活実態調査の実施結果となります。

道では、ウタリ福祉対策や生活向上推進方策の策定に先立ち、実態調査を実施しております。

調査の目的としましては、北海道におけるアイヌの方々你的生活実態を把握し、今後の施策の在り方を検討するための基礎資料としているものでございます。

調査の対象としましては、各市町村が把握することができたアイヌの人たちとしており、道内に居住するアイヌの人たちの全数ではございません。

調査結果につきましては、資料8-1の概要を基に、主なものを中心にご説明させていただきます。

資料8-1を1枚めくっていただきまして、今回の調査の対象としたアイヌの人たちは5,322世帯、1万1,450人で、平成29年調査と比較して、249世帯、1,668人減少しております。

次に、生活保護率の状況ですが、アイヌの人たちでは、今回調査として、41.0パーミルで前回調査と比較し、4.9パーミル増加しており、アイヌ居住市町村と比較すると9.4パーミルと、いまだ差がある状況となっているところでございます。

次に、資料8-1の5ページをご覧ください。

アンケート調査結果が載っているのですが、自分自身がアイヌであることを理由に差別を受けた経験の有無では、差別を受けたことがあると回答した人が約3割となっており、また、身近な人がアイヌであることを理由に差別を受けたことを見聞きした経験の有無では、直接見聞きしたことがあがると回答した人が約4割という結果となっております。

次に、差別を受けた場面ですが、今回の調査ではSNSの書き込み等を新規項目として調査をさせていただきました。

その結果ですが、自分自身では約3割、身近な人は約6割の方がSNSの書き込み等で差別を受けていると回答しております。

次に、7ページをご覧ください。

ウポポイに訪問した経験につきましては、約4割の方が行ったことがあると回答してお

りますが、行ったことがないと回答した人は6割弱という結果となっております。

続きまして、資料8－2は、ほかの質問項目の結果が掲載されております。実態調査の報告書の全文になりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料9ですが、今年度、道民意識調査を実施したものでございます。

この調査は、道民の方々の道政に対する意向や意識を把握し、政策形成に反映させることを目的として毎年度実施しているものであり、複数のテーマを調査しているところでございます。今年度は、7項目のうちの一つとして、アイヌ施策、アイヌの人々に対する意識について、5問、調査をさせていただいたところでございます。

調査の方法は、全道の道内に居住する18歳以上の個人としております。

次のページをご覧ください。

1問目に、アイヌ施策推進法の認知度、2問目に、同法律の差別禁止条項の認知度、3問目に、ウポポイへの訪問経験、4問目に、アイヌの人々への差別、偏見などを直接見聞きした経験、最後の5問目には、アイヌの人々に対する差別の原因、背景について調査をしております。主なものとして、問4のアイヌの人々への差別、偏見などを直接見聞きした経験では、直接見聞きしたことがあると回答した人が3割弱、直接見聞きしたことがないと回答した人が約6割となっております。

続きまして、資料10になります。

令和6年度における道のアイヌ関連施策の概要をまとめたものですので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料11になります。

北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針は、アイヌ施策推進法が施行され、道は、アイヌ施策推進法の第8条に基づく方針として、北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針を令和元年度に策定しております。これまでのアイヌの人たちの生活向上やアイヌ文化振興に加え、地域振興や産業振興までを含め、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進し、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することとしております。

2の道が実施すべきアイヌ施策に関する方針といたしましては、アイヌ施策の実施、差別のない社会の実現に向けた道民理解の促進、国、地方公共団体及び関係法人等との連携などを定めているところでございます。

以上、（3）の道の取組についてご説明させていただきました。

○落合座長

ただいま事務局からご説明いただきました道の取組について、何かご質問があればお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○落合座長

次に、（４）の市町村の取組についてご説明いただきます。

○事務局（松田アイヌ政策課主査）

それでは、議事（４）の市町村の取組について説明いたします。

資料１２の令和６年度アイヌ政策推進交付金決定についてという資料をご覧ください。

今年度におきましては、令和６年４月１日、７月１日、１２月２５日の計３回、交付決定されており、道内では、３７市町で合計約２１億４，３００万円が交付決定されています。

主な事業としましては、札幌市では、児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流、釧路市では、アイヌ工芸技術後継者育成、白老町では、食による来訪者おもてなしイベントの開催、平取町では、国際交流事業などの取組があり、地域の実情に応じた様々な事業で交付金が利用され、アイヌ施策が推進されているところです。

また、資料の５ページには、道外の取組として、三重県松阪市で開催する武四郎まつりにおいて、アイヌ古式舞踊の披露や松浦武四郎記念館でのアイヌ文化関連特別展が開催されているところです。

以上、（４）の市町村の取組について説明させていただきました。

○落合座長

ただいま事務局から説明いただきました市町村の取組について、ご質問ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○落合座長

次に、（５）の今後の進め方について、事務局から説明いただきます。

○事務局（遠藤アイヌ政策課主幹）

それでは、（５）の今後の進め方についてになります。

資料１３のＡ４横判の資料になります。

第２次北海道アイヌ政策推進方策策定に向けた検討会議につきましては、本日の会議を含めまして、全体で６回の開催を予定しております。

資料ですが、左から開催回数、開催の次期、それぞれの会の検討のテーマ、検討の会議でどのようなものを議論していきたいのかというのを整理させていただいております。

今日の会議は、国の施策、道の施策、市町村の取組などとして報告するものが中心となっておりますけれども、２回目以降は本格的な議論とする予定としております。

第２回では、施策課題の議論、整理、次期方策の期間や項目、体系の検討、実態調査の課題の整理、そして、今後の方向性などの検討を予定しております。

第３回以降につきましては、次期方策の骨子案の議論、整理、次回実態調査の在り方検討や次期方策素案の検討、パブリックコメントでの意見の反映、議論を予定しております。

今回の検討会議では、事務局において、構成員の皆様には事務局案を提示し、皆様からご意見を頂戴し、適宜、修正を加えながら今後の検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○落合座長

ただいまご説明いただきました今後の進め方について、ご質問などはございますか。

○木村構成員

前回の実態調査を受けての施策方針で説明がありましたけれども、どのようなことをやって、どのようなことができていたのかということが資料の中に一つもないので、次はどうしたらいいのかということが考えにくいのです。いろいろな問題があっていろいろな施策をやっていきましょうということが方針に書かれていて、観光などいろいろありましたけれども、この5年間でどのようなことをやったのか、そして、どうなったのかという資料を是非付けていただきたいです。そういうものがないと、議論のしようがなく、絵に描いた餅のようになってしまうので、そういうことを拾って次のときには資料として出していきたい、それが一番かと思います。

○落合座長

事務局から回答はございますか。

○事務局（高石アイヌ政策課長）

木村構成員から実態調査についてというご質問をいただきましたが、そういう捉えでよろしいですか。

○木村構成員

今回、新しく方策をつくることになると思うのですけれども、前回つくった方策の中にいいことがいっぱい書いてあるのです。それを道がどのように進めてきたのか、それによってどのようなことが起きて、どのようなことが足りないのかという前回のおさらいのようなものがなければいけないと思います。新たな方策を決めるときに、前と同じことをただなぞって終わるのではなくて、1歩でも2歩でも前に進んでもらわなければいけないので、僕らアイヌ協会としては道にお願いしている部分があるのですけれども、それについての答えがなかなか出ないので、方策にのっとしてこれをやりました、やった結果、こうなりましたという事例を是非見せてもらいたいのです。

先ほどの説明資料に、ウポポイや国の方策では、写真も載っていて、こういう事業をやっていますというものがありませんでしたが、道についてはそういうものが一切ないのです。実際に何をやっているのかが分かりにくいので、是非そういうものを分かりやすくまとめて、次回に出していただきたいと思います。

○落合座長

座長の受け止めとして説明させていただきますと、皆様のお手元にある事務局がご用意くださった資料10がございまして、これに道が具体的に実施してきた関連施策の概要がまとめられているわけですが、これを見ても写真等はありません。ただ、具体的な事業名や予算額も載っていますので、こうしたものをもう少し細かく、利用率や利用の推移が分かるようにまとめていただくことと、こうした施策と例えば道のアイヌ生活実態調査の結

果とのつながりが分かるような説明が必要、ということでよろしいでしょうか。

○木村構成員

これも確かに大事ですが、北海道協会を通して各地区協会に回っていきまして、いろいろと使わせてもらっていますが、問題は、金額的なものが実態に合っていないのです。それをかれこれ10年ぐらい前から言っていると思うのです。

僕は理事になってまだ4、5年なので、北海道アイヌ協会から言っていたかどうかは分かりませんが、地区協会としては道協会にずっと訴え続けてきているのです。ですから、10年ぐらい全然変わっていないのですが、こういうのを現状に合った金額に変えていかなければならないと思うのです。そのためには、これが一体どのぐらい使われているのか、今、大学に行ったときにどのぐらいかかっていて、実際にこれで行けるのか、そういう細かい資料が必要になってくると思うのです。

一つ挙げれば、住宅改良促進事業費補助金は、道からというより町ですけれども、道である程度まとめているといえますか、決まりをつくっているところもあって、実際に760万円だったか、今の世の中、760万円で住宅なんて絶対に建たないのですよ。それなのに、もう何十年もこの状態が続いているのです。

私ども平取として道に相談するのですけれども、こういう方策の中できちんと決めなければ、働いている職員も勝手にいいですよといったら倍にしますか、3倍にしますかという話にはならないと思うのです。そういう面では、何に問題があるのかということをはかしく拾ってもらいたいのです。当然、道ばかりではやり切れないところがあると思いますので、北海道アイヌ協会ですらそういうことをある程度まとめていると思うのです。各地区からの要望がありますので、そういうことを是非拾っていただいて、この場で議論をさせてもらえればと思っています。よろしくお願いします。

○小川構成員

第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に参加した者として、今回は2回目ですが、今、木村構成員が言われたとおり、確かに、5年たっても前回の検証がなされていないですし、そのときに会議で参加した僕もあまりよく覚えていないのです。6回あるので、過去の議事録を見直して、何を発言したのか確認をして、また反映させたいと思っているのですけれども、今言われたとおり、やはりあれは時代に合っていないのです。今、アイヌの血筋の人は工業にも進出しているから、そういったところにチャレンジできるような助成が必要ではないかという話をした気がするのです。

確かに、体感として反映されている感じがしないので、今言われたとおり、前回の方策と5年間の結果に対する検証は必要だと思います。

僕自身、また持ち帰って、過去の資料を見て、6回あるうちにまた話したいと思っています。

○落合座長

事務局から何かございますか。

○事務局（高石アイヌ政策課長）

貴重な意見をありがとうございます。

前回の検証と、どのような推移をしたかという率直なご意見をいただきましたが、この場でこうしますという発言は致しかねますので、一旦、持ち帰って検討したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○落合座長

ほかに、今後の進め方に関するご質問がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○落合座長

では、今後の進め方については、事務局から説明いただきましたとおり、今回を含めて6回の会議を開催して、方策期間や項目などを検討の上、事務局案に対し、適宜、意見を述べる形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○落合座長

ありがとうございます。

それでは次に、（6）のその他ですが、今までの説明事項に限らず、皆様それぞれのお立場で日頃考えておられることなどを一言ずつ頂戴したいと思います。

なお、時間の都合がございましたが、多少の余裕ができましたので、お1人三、四分程度でお願いできればと思います。

北海道小学校長会の丹野構成員から順にお願いいたします。

○丹野構成員

北海道小学校長会で事務局次長をしている丹野と申します。苫小牧の豊川小学校から参りました。

アイヌ政策方策検討会議で示される細かい法案や様々な施策について、正直に申しますと、じっくり目を通すということがこれまでの私の立場から、していなかったところがありまして、今、自分の勉強不足を非常に感じております。

アンケートの中にもあったのですが、差別のことにに関して、学校教育の不足を感じるという点について、私が事前にもらった資料の中では、ちょっと増加している部分がありました。このことに限らず、学校現場でもよく言われるのですが、子どもたちというのは、知識がないと、素直な分だけ、残酷な言葉を発してしまうということがよくあると言われています。そうした中で、今後、様々な差別を社会からなくしていくためには、学校教育が非常に重要と思っているところでございます。

私の立場上、小学校長会としてお話しするのですが、私は今、苫小牧にいるものですから、私のいる学校もそうですが、今、私の学校は、4年生になると必ずウポポイへ

見学に行っております。市でつくっている副読本の中にもアイヌに関する記述を設けて進めているところですが、正直に言うと、ウポポイまで行く交通費が上がってきているというのも切実な問題がありまして、これは現実的な問題です。

実は、苫小牧だから近いので行きやすくいい、隣のまちですのでいいのですけれども、離れてくると、多くの学校は修学旅行の経由地として行っているところが多いと思いますし、私も何度か足を運ばせていただいておりますけれども、あれほどの施設ですので、是非子どもたちに見て、感じて、経験してもらうことがとても大事だと思っています。小学校長会としても、今後、ウポポイの活用等について見識を深めてまいりたいと思っております。

○大野構成員

新ひだか町で町長をしている大野です。お世話になってございます。

今お話がありましたが、子どもたちということで、私の町の事例をご紹介します。

アイヌ協会の方が川に入って、アキアジを昔はこうやって採ったのだよと実演しながら、それを陸に上がって、実際にアキアジをさばいて、アキアジとは、こんなふうになっていて、こういうふうに食べるのだよというところまで子どもたちに教えている事業があるのです。これは、教育委員会などでよくやるふるさと教育の一貫ですが、それは協会自体でやっていたいのです。

また、先ほどの進め方のところで、木村構成員と小川構成員から似たようなお話があったと思うのですが、私が思うのは、次の方針をつくるときに、令和7年度までの5年間でやってきた政策の目的があって、それに基づいてこんな事業をやってきたというものがあるので、その実績をきちんと示して、この政策目的に対してやったことで、ここは効果が出た、ここは効果が出ていないという評価を道としてやるべきだと思うのです。それをやった上で、一方では、アイヌの方々の実態調査をしているわけですから、そことのすり合わせをして、アイヌの方々の実態と道の施策のこの部分に温度差があるよとか、そこは深めて検討していくべきですし、余計なことをする必要はないわけですから、今度の検討の中では、本当に集中的にやるところをもっと絞り込んでいくほうがいいと思うのです。

道の事業を見ても総花的にやられていまして、やっている感は出ているかもしれませんが、金額だけを見ると大したものではないですし、まさに実績も何も分からないです。木村構成員も小川構成員もそういうことをおっしゃりたいのだろうと思うのです。

そういうことをやっていく中で、例えば、住宅改良促進事業費補助金が七百何ぼで足りるのかという話は、道が持ち帰って、いやいや足りないよねとか、そこは事業として検討してもらいたいと思うのです。

今回は顔合わせですから、これからの進め方ということでざくばらんに話しましたが、そのような問題提起をしていただいた中で皆さんと協議していくと、もっと有効に回ると思いますので、そういったところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村構成員

北海道観光機構の中村でございます。

1月23日の理事会で代表理事に就任いたしまして、1月11日に急逝いたしました小金澤会長の代行の形で担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

観光機構としましては、この取組については大変重要なものだと、この場に出て改めて感じておりますが、現在の取組としましては、アイヌ文化研修を定期的を開催させていただいて、観光関係者、旅行関係者、飲食関係者などの皆様に参加いただいて、アイヌ文化を学んだり、食や料理を楽しんでいただいたり、実際にアイヌの皆さんと交流したりという研修を何度か行っております。

そういう中で、我々の取組もそうですけれども、この取組もそうですし、それ以外の場で、いろいろなアイヌに関する取組がなされていると思うのですが、そのあたりの関係性や位置づけを整理していただく必要があるのではないかと思います。私自身がいくつかの会議に参加させていただいてまして、その中で出てくるものの中に、この内容に関わっているものもありますし、実際にこれからの北海道の開発計画や国づくり計画という中でアイヌ文化というのは切っても切れない関係にあると思っておりますので、そういう中でもアンケート調査に基づく取組等が検討されているやに聞いておりますので、このあたりの関係性を整理していただくと、もっと分かりやすくなると感じました。

今、私が取り組んでいるものの中には、昨年、国の取組であるウポポイの有識者会議に参加させていただいて、様々な課題を把握した上で取組をしていこうではないかということで、そのときにも様々なご意見を基に施策が検討されておりましたし、これは現在進行形だと思いますので、こういうものもしっかりキャッチアップしていく必要があると思っております。

至近では、全国の高校生が参加する共生社会について話し合うウアイヌコロ会議をウポポイで開催させていただいています。こういうものも、参加した方々の感想や、次のステップに向けての検討というものが需要ではないかと思っております。

さらに、7月25日にリニューアルオープンする赤れんが庁舎の中にもアイヌ関連のものが展示されるやに聞いておりますので、こちらも、発信拠点といいますか、アイヌ文化に触れる非常に近い場所として活用していけるように検討していくべきと考えております。

観光の立場からいろいろと申し上げますけれども、アイヌ文化の大切さをしっかり皆様にお伝えできていければと思っております。

○荒田構成員

荒田このみです。よろしくお願いします。

一アイヌとして何か発言ができればと思っております。

私は、ウポポイに勤めてから6年ほどたつのですけれども、職員として考えなければいけない立場であったり、このままでいいのだろうかという気持ちがあることも事実です。

そういったことも含めて、この会議でご意見を聞きながら、私の意見も発言できればな
と思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村構成員

実態調査を受けて、もう何十年も道でいろいろな方策を考えていただいているというこ
とで、僕がアイヌ協会に関わるようになってからはいろいろと聞いていますし、やってい
ただいていることには感謝しております。

先ほどいろいろな説明があった中で、今、アイヌを取り巻く情勢は大変な状況で、差別
一つとっても、差別はSNSだけではないのです。

先ほど校長先生からも話がありましたように、私の孫に小学生がいますけれども、アイ
ヌのことを学校でもやっています。二風谷小学校の場合は、8割から9割がアイヌに系譜
を持った子どもたちなので、そこでは基本的に差別というものはないです。ただ、その隣
の本町地区にも孫がいるのですが、今、平取はアイヌ教育を一生懸命やっていますので、
保存会などが行ってアイヌの踊りをやるのですけれども、平取本町の小学校に行くと、ア
イヌの系譜の子は少ないです。というよりも、本町になるとアイヌと名乗らない人が結構
いるのです。私の孫はアイヌ教室に行ったりしていますので、踊ったりすると、そこでち
よっとしたハレーションのようなものが起きるのです。

こういうちょっとしたことが差別につながるし、子どもは自分がアイヌであることを分
かっていますし、僕らもそうでした。数が多いときはいいですが、少なくなったときにど
うなるのかということです。先ほど校長先生が言ったように、子どもというのは本当にぶ
つけてくるのです。その中で、悪気はないけれども、そこで傷つけてしまうということが
あるので、差別についてはすごく難しいのです。

この地域ではそのことが生きるかもしれないけれども、ここでは難しいということも
ありますので、差別については僕も慎重に考えているところがありますので、北海道のア
イヌ全体がこうだからこういうものでいいのではないかという考え方はやめたほうがいい
と思います。その地域によっていろいろな取組があって、こういう言い方をしているのか
どうか分かりませんが、田舎に行くと、張り詰めた状態の中で和人とアイヌが生きている
ところもあるのです。その線を越えるか越えないかというところもありますので、差別に
ついては、是非慎重に進めてもらいたい。これは、ここだけで解決できることではないと
思っています。

皆さんもご存じかと思いますが、去年、考古学の文化人類学のほうで、今までの
研究のやり方がちょっとまずかったということで新聞にも載っていたと思います。今、そ
れについていろいろなことをやっていますけれども、何がまずかったのかというと、歴史
認識がきちんと伝わってこなかったということもあるのです。皆さんもそうです。縄文人
や擦文人がいたというのが頭にあるではないですか。でも、実際は、考古学のほうであな
たたちがそう言ったから刷り込まれているのだ、アイヌが途中からぽっと生まれてきたよ
うな歴史を伝えてきたのがあなたたちではないかといったら、自分たちは縄文人や擦文人

なんて言ったことはない、縄文時代や擦文時代は言ったけれども、縄文人なんて言ったことはないと言うのです。実際にそうになっているのにそういう言い方をするとか、全てのことが絡んで今の差別が起きているということを皆さんがきちんと認識して、ここだけで解決できないものはどうやったら解決できるのかということも含めて進んでいっていただければと思います。

○小川構成員

北海道アイヌ協会の小川です。

今回で2回目ですけれども、父親が北海道アイヌ協会の理事をしまして、その後理事になったのですが、父親からアイヌ文化のことは一つも伝えてもらえませんでした。ですから、文化の部分では素人といいますか、今、勉強中です。

今、事業をやっていますが、私は、会社をやるに当たって、感謝の気持ちや、社員やお客さん、相手に寄り添う心がないと運営していけないと日々感じております。実は、アイヌの哲学の中にそういった基本的なものがあるのではないかなと思って、今、日々見聞きする中で、アイヌのいいところが世の中にもっと伝わったらいいのではないかなと思って取り組んでいます。

その中で、道の政策ですけれども、生活困窮といいますか、アイヌであるがゆえにお金の部分で苦労している。今でも、アイヌであるがゆえに厳しい生活を送られている方もいらっしゃるのでは、この部分は残しつつ、アイヌ民族が持っている哲学を自覚しながら、企業経営だったり、スポーツ選手だったり、そういったことにもチャレンジできるような、そういった人たちにチャンスが与えられるような北海道の政策になったらいいのではないかなと思っていますし、これから6回の中で、そういった話ができたらいいいと思っています。

皆さんと深い議論をさせてもらえればと思っていますので、今回もよろしくお願いします。

○戸ノ崎構成員

伊達市から来ました戸ノ崎です。

私は中学生と小学生の孫がいるのですが、郁ちゃん、私がアイヌだって言ってもいいのかなと孫に言われるのですけれども、いやいや、待て待て、そこは言わないほうがいいよというのを経験してきています。

私自身もそうでしたけれども、伊達市は同化が早くて、アイヌ文化がそれほど継承されてきているわけではないので、私自身もアイヌということを隠しながら生きてきたのですが、自分でこの仕事をやるようになって、いろいろな踊りやアイヌ語を勉強してきて、やはりこれは継承しなければいけないものだなと考えました。自分たちの子どもや孫が私はアイヌですと大きな声で言えるような世界になったらいいなと思っています。

○落合座長

ありがとうございました。

先ほど、荒田構成員から、いろいろと思っていることがあるので、これから議論を深め
る中で伝えられたらいいなと思いますというお話がありましたが、今、職場でアイヌ民族
として、あるいは女性やお母さんとして思っていることがあればおっしゃってください。

○荒田構成員

今言えることとしては、子育て世代の女性の働きづらさがあると思います。

仕事と家事の両立がなかなか大変だと思っています。

園内に託児所をつくってくれると、もっと働きやすくなりますし、土曜日になると、児
童クラブや保育園などは5時までに迎えに行かなければいけません。しかし仕事は17時半
までなのです。

ですから、毎週土曜日のお迎え30分の年休を毎週取るとなると、本当に取りたいとき
に年休が取れないとか、新しい年が始まって数か月後にはもう年休が10日しか残ってい
ないなんてこともあります。こういった働きにくさが解消されると、職員は本来の目的で
ある文化の伝承をもっとモチベーションを上げてやっていけるのではないかと考えていま
す。

○落合座長

ウポポイは、基本的には国の運営なので、道の政策と関わりにくいかもしれませんが、
もう一点、働きながら、これはアイヌ民族のためになっているのかなと思いながらやっ
ていることがあるというのは、具体的にはどういうことですか。

○荒田構成員

具体的には、ちょっと難しいですが…。

○小川構成員

先ほど荒田構成員が言われたように、今、財団の副理事長の立場でウポポイの職員の人
たちの職場環境の改善といいますか、もっとこうしたほうがいいのかという話を若い人たちか
ら聞いたり、内閣官房アイヌ総合政策室の松浦室長に来てもらって直接話を聞いてもらっ
ています。

そうすると、今言われたとおり、託児所とか、そこで働く人たちの環境がよくならな
いと、小学校からお金をかけて来てもらえないですから、来園者と接する職員の人たちがア
イヌのプライドを持って「また来てくださいね」というふうにならないと、100万人を
目指していながら40万人という話が理事会の中でもあるので、僕は、現場の人たちが高
いモチベーションで働いていただきたい、特に、アイヌの血筋、アイヌ民族の人たちにそ
うなってもらいたいという、違う立場で活動をしています。

だから、この検討会議は議事録があるのですから、次の財団の理事会までに、今あった
ような生の声が出てくれればいいと思っています。

○落合座長

これまでの意見、議論について、道からコメント等はございませんか。

○事務局（薬袋アイヌ政策監）

様々な貴重なご意見をありがとうございました。

どのようなことが進み、また進まなかったのかということをまとめたものがないと、次の方策に向かって検討が進みにくいのではないかというお話を賜りました。

本日のところは、持ち帰りまして、どのような形で検討ができるのか、ここに出てきた施策の中では、以前からやっている生活向上のような政策もございます。実は、アイヌ施策推進法ができた後の方策が現行方策ですので、生活向上から文化振興へさらにウイングが広がって、政策の五つの柱の中でも、それまでは観光振興や地域振興という言葉がなかったのです。国際交流というまた違った視点もありますけれども、そういったもので構成されている中で、どういったことが進み、どういったことがうまくいってないのか、次の方策に向けて私どもも考えたいと思っております。

○落合座長

この検討会議の終了時間が15時半ですが、皆様のご協力のおかげでスムーズに進んでおりますので、もう少し論点や整理したいことがおありの方はご発言ください。

○木村構成員

新法ができて5年たち、今、見直しに入っていますけれども、新法ができる5年前と今では、北海道のアイヌ施策への関わりが大分変わったと思います。前のアイヌ文化振興法では、道と国ががっぷり四つでやっていただいたと思っていますが、今回のアイヌ新法については、道の関わりがすごく薄くなったと感じています。

ご存じのとおり、平取町は交付金事業を今まで一番使わせていただいていると思います。その中で、国とのやり取りが直接になりますので、今までは町から道、道から国という伝わり方がしていたと思いますが、町からともに国へ行く状態なので、道の関わりがすごく見えなくなってきたと思っています。

その中で、以前のアイヌ文化振興法での道のアイヌ施策の取組については、元の財団のときは、イオル事業一つとっても、ネットワーク会議を立てて、7地域を道のほうでまとめていただいて、ネットワーク会議を開きながら、北海道のアイヌみんなでイオルを盛り上げていこうという雰囲気があったと思いますが、新法になってからはそういうものがないのです。

それは寂しいと思っていまして、今、各地域は交付金の中でいろいろな事業を頑張っていると思いますが、北海道のアイヌの人たちが集まっているいろいろな意見を、国でもやってもらっていますけれども、それだけではちょっと足りないと思っています。そういう面で、北海道には頑張っていただきたいのです。

なぜかという、みんなは最初の考え方を忘れかけているところもあると思うのです。僕は今さらながらよく言うのですけれども、北海道をアイヌに返せなんてことは協会としても言わないと思います。しかし、この北海道の大地は、もともとアイヌが先住していたということは国も認めています。その中で、和人の方々が入植してきて、今の北海道の形がつくられたと思っています。

もともとそういう歴史をみんな分かっていたのですけれども、今は、北海道は北海道であることが当たり前になってしまっているといえますか、そういう歴史の認識が足りないのではないかと感じています。

別にアイヌを特別扱いしろというわけではないのです。根本的な根っこを忘れてしまっ
ては、基本を忘れたら進む道がどんどん曲がっていってしまうと思うのです。僕も、今、
平取のアイヌ政策の中では、根本的な根っこは若い者に分かってもらいたいということで
いろいろな勉強会を開いています。

皆さんもご存じのとおり、二風谷ダム裁判というものがあって、日本で唯一、裁判に負
けたダムが二風谷にあります。それを勝ち取ったという言い方が正しいかどうか分からな
いですが、そういう事案を収めた萱野先生や貝澤正さんの歴史的なビデオがありま
すので、そういうものを若い者に積極的に見せて、今のアイヌ施策があるのが当たり前だ
と思っただ駄目だということを若い者に伝えていっている経緯があります。

ですから、そういうものをきちんと見直すべきではないかと思います。

先ほど言ったアイヌの大学について、もとは貸付けではなかったのです。もとは給付だ
ったのです。なぜ給付だったかという、実態調査をした中で、大学進学率が和人から見
たらずっと低いので、それを何とかしなければならないということで、最初は給付という
形で大学資金を出したのです。ここが一番の基本です。

それが、時代の経過とともに、なぜアイヌに給付しなければ駄目なのだというある道議
会議員の言葉の中で、給付から貸付けに変わったのです。でも、道議会議員は、なぜ給付
から始まったのかということを知っていないのです。給付から貸付けになって、五百何
十万円の稼ぎがなければ返さなくていいというものが、今は300万円まで下がって、そ
れで大変な思いをしている子どもたちもいるのです。

ですから、根本的な根っこをきちんと今回のこの場で見直して、どうしてこういうふう
に、こういうような制度がアイヌにとってできたのだろうということを現状と併せながら、
最初にできた意味というものをもう一回理解しながら、北海道に見直して行ってほしいと
思います。今までこうだったから、これに倣ってやればいいのではないかというこ
とではなくて、まず、最初に立ち戻るということを是非考えていただきたいと思います。

これは、座長にも強く強くお願いしますので、よろしくお願いいたします。

○落合座長

ありがとうございました。

アイヌ生活相談員をなさっている戸ノ崎構成員にお伺いしたいと思いますが、金銭的に
困ってご相談にいらっしゃる方もいると思います。そうしたときに、道が様々な施策を用
意していて、こういうことで給付を申請したり、貸付申請したりできますよとお答えにな
ることもあろうかと思いますが、そこでお伝えをして、とても助かるとか、これだけでは
全然足りていないとか、いろいろとお感じになっているところをお伝えいただければと思
いますが、いかがでしょうか。

○戸ノ崎構成員

住宅改良促進事業費補助金の申請をされる方がいらっしゃるのですが、やはり金額的に今の時代と合っていないということもあって、借りたいけれども、それだけでは足りないもので、なかなか進まないということもあるのです。

また、先ほど木村構成員が言った大学や高校の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度などの件ですが、大学や専門学校は札幌に集中しているので、大学生だと、貸付で、大学を卒業して年間300万円以上を稼ぐとなったら、すぐ返還になるのです。その年の4月に就職して、本人の所得証明を出して、10月か11月ぐらいに300万円を超えているから返還になりますとなるのです。

先ほど木村構成員が以前は給付だったと言っていました、もともとは給付ではなくて貸与だったと思うのです。でも、貸与の金額が年々下がってきて、普通にちゃんとした大学に行って就職したら、男の子だったら300万円はすぐ超えるではないですか。返還ということで、私が大学の貸付申請に来る人たちに、300万円を超えたらすぐに返還になるけれども、大丈夫ですかと確認してから申請を受け付けするのですが、それでも皆さん大変なので、子どもが返すと言っているから300万円を超えても借りるとなるので、その辺のラインをもうちょっと引き上げて、昔に戻してほしいというのが各地のアイヌ生活相談員の人たちの願いだと思います。

○落合座長

要するに、現在は貸与できる額自体も少な過ぎてあまり実効性がないし、返還が免除や猶予される基準の金額も低過ぎて、卒業できた、社会人になって所得が得られるようになったと言うや否や、直ちに返還義務が生じるのが圧迫になっているということですね。

○小川構成員

前回の理事会でも、そもそもアイヌ生活相談員のお給料がもうちょっとあったらいいと全道の生活相談員から伺っていますが、これは道が決めるのですか。

○事務局（高石アイヌ政策課長）

市町村です。

○小川構成員

市町村ということで、大野町長、よろしくお願いします。

○大野構成員

うちの町は協会に全部お願いしてあるので、アイヌ生活相談員は協会の職員がやっていて、協会に人件費、活動費を含めて補助の形で出しております。

今、日高の役場の中にある協会事務局は男性1人と女性1人の2名体制でやっております。

私どもの町は複雑で、三石にもう一つ協会がありまして、三石に協会の事務局がないものですから、役場の職員が報酬をもらっているわけではないですけども、役場の職員が仕事として協会の事務局をやりながら運営しております。

先ほど来、貸付金のお話とか個別の事業のところ、実態に合っている、合っていないというお話が出てきていますが、まず、この場というのは、その議論より、今、何が必要なのかというところをトータル的にやって、それが決まった段階で、個別の事業をこれでいいのかという段階を踏んだほうが議論が進みやすいと思いました。

町長をやっていると、医療とか福祉のいろいろなことが出てくるのです。借りたものは返すべきだと僕は思っていますけれども、そこは事情があったら猶予しなければならないでしょうということは事業をつくるときに検討するものですから、ここでそういうご意見として言えればいいのですが、この場はもうちょっと大局的に応じたところから出発して、あとは事業をつくるまで行ったときにそういう話題をされたほうが進むのではないかという感じがしました。

○落合座長

ほかにいかがですか。

私は座長なので、本来、あまり意見を申し述べる立場にないのかもしれませんが、まだ少しお時間がございますので、私も思っていることを少しお話しさせていただきます。

大野構成員がおっしゃった大局的な政策をつくる目的と、それに対して取られた具体的な方法と、その成果を見える形にさせていただいて、それを次回以降、具体的な素材をベースに検討していきたいということは私も全く同感です。小川構成員や木村構成員からもご提案いただきましたので、道の方にご苦勞をいただいて、そうした資料をご用意いただければありがたいと思っています。

あとは、ある程度実態に即して、基本的な方向性を維持しつつも、重点バランスを少し見直す必要があるという議論が出てくるときには、限られた道の予算ですから、どうしてもすべての政策項目に満遍なく財源を用意することができないので、削れるところは削って、足りないところに回すといったことも検討しなければいけないと思います。

もう一つは、薬袋アイヌ政策監の最初のご挨拶にもありましたが、いい面も悪い面も含めて、令和元年のアイヌ施策推進法ができて以降、国の方向性も変わりましたし、それに伴って、道あるいは市町村の政策の方向性も大きく変わった、いい意味で推進されている部分もありますし、それが少し悪い結果となって出てきている部分もあるのだろうと思います。

従来のアイヌ生活実態調査と、それに基づく生活向上方策というのは、基本的にはアイヌの人たちの所得が低くて、進学率も低くて、ということが前提になっていて、それをどのように向上させていくかということを念頭に置いていたわけです。

一方で、アイヌ政策推進法ができて、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指していく中、いつまでもアイヌの人々イコール何かしらの向上方策がなければならないというイメージ自体、専門用語でスティグマ、負のレッテル貼りという言い方をしますが、それがまた差別の要因の一つになりかねないところもあるのだろうと思います。ですから、今後の生活実態調査の調査項目なども含めて、急いでというわけではな

く長期的に時間をかけて、今回の会議でどうこうとは思っていませんが、今後はそういった長い目で見た多少のシフトチェンジ、これまでの方策の成果を踏まえた方向性を見直しも必要な時代になってきたと思っています。

何かご意見はありますか。

○木村構成員

今、落合座長の話を聞いていて思ったのですが、それであれば、6回の会議という話になっていますけれども、きちんと出来上がった後も検証は年に何回かしていくべきではないのかと思うのです。令和7年度で終わるから、令和8年度以降の5年間に向けての方策を今、この1年でつくろうとしているわけです。そうした場合、今度は来年の3月まででこの会議は終わるということだと思えます。これが出来てしまった後、今後はどうなるのだと、次まで4年間はないと思うのです。それでは検証がなかなかできないのではないかと思います。

そういう面では、これをつくったからいいのではなくて、つくったのであれば、それがどのように進んでいるのかということを会議で年に2回なりやって、進み方を毎年毎年見ていくのだという丁寧なやり方をしていかないと、なかなか難しいものがあるのではないかと思います。

その辺は、先ほど、予算の話があるからなんて話もありましたけれども、そんな話をしていたら何にもできないのです。予算がなければ、道が頑張ってつくるべきだし、取ってくるべきだし、今ある予算を頭打ちにして考えられたらアイヌ施策はできないのです。今、新法ができて、アイヌに関することが進んでいます。

森林についても、新ひだか町でもやっていますけれども、アイヌの林野はうちもやりましたけれども、それをやるについても、今の名前がそうなっただけで、制度的にはもともとある和人の制度をそのまま使っているのです。なので、結局アイヌには合わない部分がたくさんあるのです、その制度の中に、そしたら、和人の制度をアイヌに押し付けるのかという形になるのです。今、うちが議論しているのは、そうではなくて、そこで合わないのだったら、アイヌに合うように新しい制度を考えるべきではないのかということです。今ある制度に全部当てはめるのではなくて、新法ができて、各省庁がきちんと取り組んでくれています。ですから、北海道もよりそういうことで新たな一步を踏み出すような制度になってほしいと思っていますので、頭を決めないでほしいと思います。足りないのなら何とかしようという気持ちを持ってもらわないと、こういうことはなかなか前に進まないと思います。是非とも、アイヌの気持ちに寄り添った形で進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○落合座長

ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○落合座長

それでは、本日予定されていた議論は終わりましたので、次回の日程について、事務局から説明いただきたいと思います。

○事務局（高石アイヌ政策課長）

長時間の議論、大変お疲れさまでした。

次回の日程につきましては、令和7年5月頃の開催を予定しております。後日、日程調整表を再びお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○落合座長

ありがとうございました。

スムーズな議事の進行と様々な率直なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

本日の議事を終了して進行を事務局にお返しいたします。

速やかな議事進行のご協力、誠にありがとうございました。

5. 閉 会

○事務局（高石アイヌ政策課長）

落合座長、議事進行をありがとうございました。

以上をもちまして、第1回第2次北海道アイヌ政策推進方策検討会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところをご出席いただき、誠にありがとうございました。

以 上